

別紙
＜評価基準等一覧＞

(上下水道局)

評価分野	評価項目	評価基準 (各評価項目において、評価基準に該当しない場合は、0点とする。)	配点							
			簡易型		簡易型 (Ⅳ型)		特別簡易型		特別簡易型 (Ⅳ型)	
施工計画	『施工上配慮すべき事項』など	原則 0点(標準)から15点で比例配分する ただし、最大有効提案数が1件から4件の場合は以下とする。 1件: 0、3点 2件: 0、3、6点 3件: 0、3、6、9点 4件: 0、3、6、9、12点	欄外の(施工計画の審査基準)参照		1	5	欄外の(施工計画の審査基準)参照		1	5
企業の施工実績	(1) 過去15年間の同種工事 ^{※1} の施工実績	① 本市の実績あり ② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	2 1		2 1		2 1		2 1	
	(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、60点未満の実績(上下水道局発注の所定業種 ^{※2} に限る。)	① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満、又は成績なし ⑤ 65点未満 ・80点以上が2件以上ある場合は、2件目から1件につき1点加点する ・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	5 4 2 0 -1 (合計限7点しまで)		5 4 2 0 -1 (合計限7点しまで)		5 4 2 0 -1 (合計限7点しまで)		5 4 2 0 -1 (合計限7点しまで)	
	(3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	① 受賞の実績あり	1		1		1		1	
	(4) ISO9001の認証の取得状況	① 認証を取得している	1		1		1		1	
	(5) 過去2年間の緊急対応等工事 ^{※3} の施工実績	① 2件以上の実績あり ② 1件の実績あり	2 1		2 1		2 1		2 1	
			1		1		1		1	
配置予定技術者の施工実績	(1) 配置予定技術者の過去15年間の同種工事 ^{※1} の施工実績	① 本市の実績あり ② 国又は他の地方公共団体等の実績あり	2 1		2 1		2 1		2 1	
	(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点及び60点未満の実績(上下水道局発注の所定業種 ^{※2} に限る。)	① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満又は成績なし ⑤ 65点未満 ・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	3 2 1 0 -1 -1/件 (合計4点まで)		3 2 1 0 -1 -1/件 (合計4点まで)		3 2 1 0 -1 -1/件 (合計4点まで)		3 2 1 0 -1 -1/件 (合計4点まで)	
	(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	① 受賞の実績あり	1		1		1		1	
			1		1		1		1	
			2		2		2		2	
			1		1		1		1	
地域貢献・地域精進度	(1) 本市内における本支店等 ^{※4} の有無	① 本市内に本店あり ② 本市内に支店又は営業所あり	3 1		3 1		3 1		3 1	
	(2) 地元企業の下請活用割合 ・(市内本店企業の一次下請金額)÷(一次下請金額)	① 60%以上	1		1		1		1	
	(3) 過去2年間における本市からの依頼に基づく本市内 ^{※5} での災害等活動実績 ^{※6}	① 300万円以上の災害等活動実績あり ② 300万円未満の災害等活動実績あり	2 1 (合計4点まで)		2 1 (合計3点まで)		2 1 (合計4点まで)		2 1 (合計3点まで)	
	(4) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績	① 2年以上の活動実績あり ② 1年の活動実績あり	2 1 (合計4点まで)		2 1 (合計3点まで)		2 1 (合計4点まで)		2 1 (合計3点まで)	
	(5) 過去1年間の災害協定等の締結等	① 本市と災害協定等を締結している、若しくは災害ボランティア活動用資器材保管の実績あり、又は地域防災協力事業所に認定されている	1		1		1		1	
	(6) 本市内におけるボランティア活動実績等	① 過去1年間のボランティア活動実績あり、又は過去1年間の消防団協力事業所に認定されている	1		1		1		1	
本市施策への貢献	(1) 環境配慮の取組み	① 本市内所在の事業所 ^{※7} でISO14001の認証を取得、又は本市エコ事業所に認定されている	1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)	
	(2) 障害者の雇用状況	① 本市の障害者雇用促進企業に認定されている ② 本市の障害者雇用企業に認定されている	1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)	
	(3) 子育て支援の取組み	① 本市の子育て支援企業に認定されている	1		1		1		1	
	(4) 女性の活躍の取組み	① 本市の女性の活躍推進企業に認定されている	1		1		1		1	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	① 本市のワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている	1		1		1		1	
	(6) 再犯防止の取組み	① 本市の立ち直り支援推進企業に認定されている ② 本市の立ち直り支援応援企業に認定されている	1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)		1 0.5 (合計3点まで)	
得点合計			4		5		4		5	

(施工計画の審査基準)

(注) 「標準案」を超える技術提案を「有効提案」とし、入札者から提案された「有効提案」の数により相対的に0点から15点の範囲で評価します。

「有効提案」としたものは履行義務が発生します。
「最大有効提案数」：提出された施工計画から有効提案と判定された数が多い入札者の有効提案数
なお、提出された資料により、実効性・有効性が確認できる場合のみ「有効提案」とします。

※1： 同種工事とは、本件入札の競争入札参加資格における施工実績に求める工事（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

※2： 所定業種とは、以下のとおりとする。

本件入札が、本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「一般土木工事」、「水道工事」、「配水管布設工事」、「下水道工事」のいずれかに該当する工事である場合：
本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「一般土木工事」、「水道工事」、「配水管布設工事」、「下水道工事」に該当する全ての工事
（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

本件入札が、本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「機械設備工事」、「水・汚泥処理設備工事」のいずれかに該当する工事である場合：
本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「機械設備工事」、「水・汚泥処理設備工事」に該当する全ての工事
（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

本件入札が、本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「電気工事」、「受変電工事」、「電気通信工事」、「計装設備工事」のいずれかに該当する工事である場合：
本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「電気工事」、「受変電工事」、「電気通信工事」、「計装設備工事」に該当する全ての工事
（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

本件入札が、上記以外の工事である場合：
本市競争入札参加資格における認定業種に求める工事（最終契約額が500万円以上の元請工事に限る。）とする。

※3： 緊急対応等工事とは、上下水道局が地方公共企業体法施行令第21条の1第3項第5号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）により発注した申請区分上の「工事請負、業務委託」、及び「下水道局発注の配水管移設工事等（単価契約）、下水道整備工事（単価契約）とする。ただし、災害協定に基づく活動は対象としない。

※4： 本件入札に参加する事業所における、本店・支店等の区分及びその所在地とする。

※5： 本市内には市外の本市所管施設を含むものとする。

※6： 災害等活動とは、以下（1）又は（2）の工事等を行なった活動である。
（1）暴風、豪雨等の自然災害に対する活動とする。ただし、上下水道局においては、災害協定に基づく活動のみを対象とする。
（2）上記（1）以外で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、地方公共企業体法施行令第21条の1第3項第5号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）により行われた活動とする。ここでいう緊急随意契約は、緊急的な施設の復旧等を内容とする申請区分上の「工事請負、業務委託」を対象とし、住宅都市局、緑政土木局、交通局の発注に限定するものとする。
ただし、（1）（2）とも、当該活動が、本市の発注する工事請負・業務委託の履行に付随又は連続して行った活動で、かつ、当該工事請負・業務委託と同種の内容である場合は、災害等活動とは認めない。

※7： 本件入札に参加する事業所とする。

別紙

＜評価基準等一覧＞

(上下水道局)

評価分野	評価項目	評価基準 (各評価項目において、評価基準に該当しない場合は、0点とする。)	配点	
企業の施工実績	(1) 過去5年間の同種工事 ^{※1} の施工実績	① 本市の実績あり(同種工事の単価契約 ^{※2})	3	13 (合計7点まで)
		② 本市の実績あり(同種工事の単価契約以外)	2	
	(2) 過去3年間の工事成績評定点の平均点及び80点以上、60点未満の実績(当局等発注 ^{※3} の所定業種 ^{※4} に限る。)	① 80点以上	5	
		② 75点以上80点未満	4	
		③ 70点以上75点未満	2	
		④ 65点以上70点未満、又は成績なし	0	
		⑤ 65点未満	-1	
		・80点以上が2件以上ある場合は、2件目から1件につき1点加算する	+1/件	
		・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	-1/件	
	(3) 過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	① 受賞の実績あり	1	
	(4) ISO9001の認証の取得状況	① 認証を取得している	1	
	(5) 過去2年間の緊急対応等工事 ^{※5} の施工実績	① 一定件数 ^{※6} の実績あり	1	
配置予定技術者の施工実績	(1) 配置予定技術者の過去5年間の同種工事 ^{※1} の施工実績	① 本市の実績あり(同種工事の単価契約 ^{※2})	2 ^{※7}	6
		② 本市の実績あり(同種工事の単価契約以外)	1	
	(2) 配置予定技術者の過去3年間の工事成績評定点の平均点及び60点未満の実績(当局等発注 ^{※3} の所定業種 ^{※4} に限る。)	① 80点以上	3	
		② 75点以上80点未満	2	
		③ 70点以上75点未満	1	
		④ 65点以上70点未満又は成績なし	0	
		⑤ 65点未満	-1	
		・60点未満がある場合は、1件につき1点減点する	-1/件	
	(3) 配置予定技術者の過去5年間の本市の優秀工事表彰の受賞実績	① 受賞の実績あり	1	
地域貢献・地域精進度	(1) 本市内における本支店等 ^{※8} の有無	① 本市内に本店あり	3	8 (合計4点まで)
	(2) 過去2年間における本市からの依頼に基づく本市内 ^{※9} での災害等活動実績 ^{※10}	① 300万円以上の災害等活動実績あり	2	
		② 300万円未満の災害等活動実績あり	1	
	(3) 過去3年間の本市が開催にかかわる防災訓練での活動実績	① 2年以上の活動実績あり	2	
		② 1年の活動実績あり	1	
	(4) 過去1年間の災害協定等の締結等	① 本市と災害協定等を締結している、若しくは災害ボランティア活動用資器材保管の実績あり、又は地域防災協力事業所に認定されている	1	
	(5) 本市内におけるボランティア活動実績等	① 過去1年間のボランティア活動実績あり、又は過去1年間の消防団協力事業所に認定されている	1	
本市施策への貢献	(1) 環境配慮の取組み	① 本市内所在の事業所 ^{※11} でISO14001の認証を取得、又は本市エコ事業所に認定されている	1	3 (合計3点まで)
	(2) 障害者の雇用状況	① 本市の障害者雇用促進企業に認定されている	1	
		② 本市の障害者雇用企業に認定されている	0.5	
	(3) 子育て支援の取組み	① 本市の子育て支援企業に認定されている	1	
	(4) 女性の活躍の取組み	① 本市の女性の活躍推進企業に認定されている	1	
	(5) ワーク・ライフ・バランスの取組み	① 本市のワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている	1	
		② 本市の立ち直り支援推進企業に認定されている	0.5	
	(6) 再犯防止の取組み	② 本市の立ち直り支援推進企業に認定されている	0.5	
得点合計				30

※1：「同種工事」とは、本件入札の競争入札参加資格における施工実績に求める元請工事（総価契約は、最終契約額が500万円以上の工事に限る。単価契約は、最終契約額を問わない。）とする。

※2：「同種工事の単価契約」とは、次のとおりとする。

本件入札工事が「下水道整備工事（単価契約）」の場合： 上下水道局発注の下水道整備工事（単価契約）
 本件入札工事が「道路掘削跡復旧工事（単価契約）」の場合： 上下水道局発注の道路掘削跡復旧工事（単価契約）
 本件入札工事が「配水管移設工事等（単価契約）」の場合： 上下水道局発注の配水管移設工事等（単価契約）
 本件入札工事が「下水道築造工事等（単価契約）」の場合： 上下水道局発注の下水道築造工事等（単価契約）
 本件入札工事が「上下水道取付管工事（単価契約）」の場合： 上下水道局発注の上下水道取付管工事（単価契約）

※3：「当局等発注」における当局等とは、次のとおりとする。

本件入札工事が「道路掘削跡復旧工事（単価契約）」以外の場合： 上下水道局
 本件入札工事が「道路掘削跡復旧工事（単価契約）」の場合： 上下水道局および緑政土木局

※4：所定業種とは、以下のとおりとする。

本件入札工事が「道路掘削跡復旧工事（単価契約）」以外の場合
 本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「一般土木工事」、「水道工事」、「配水管布設工事」、「下水道工事」に該当する全ての元請工事（総価契約は、最終契約額が500万円以上の工事に限る。単価契約は、最終契約額を問わない。）とする。
 本件入札工事が「道路掘削跡復旧工事（単価契約）」の場合
 本市競争入札参加資格で規定する認定業種のうち「舗装工事」に該当する全ての元請工事（総価契約は、最終契約額が500万円以上の工事に限る。単価契約は、最終契約額を問わない。）とする。

※5：緊急対応等工事とは、上下水道局が地方公営企業法施行令第21条の1第3項第5号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）により発注した申請区分上の「工事請負、業務委託」、及び上下水道局発注の配水管移設工事等（単価契約）、下水道整備工事（単価契約）とする。ただし、災害協定に基づく活動は対象としない。

※6：「一定件数」とは、次のとおりとする。

本件入札工事が「緊急対応等工事（※5）」に該当する単価契約工事の場合は、緊急対応等工事の実績を2件以上とする。
 本件入札工事が「緊急対応等工事（※5）」に該当する単価契約工事以外の単価契約工事の場合は、緊急対応等工事の実績を1件以上とする。

※7：本件入札が「道路掘削跡復旧工事（単価契約）」の場合（経過措置）
 配置予定技術者が直近2年間に同種工事の単価契約に従事していた場合、当該配点にさらに2点を加算する。
 配置予定技術者が直近2年間のうち1年間同種工事の単価契約に従事していた場合、当該配点にさらに1点を加算する。
 ただし、このうち直近2年間で工事成績評定の対象となる工事に従事していた場合は、経過措置の対象としない。

※8：本件入札に参加する事業所における、本店・支店等の区分及びその所在地とする。

※9：本市内には市外の本市所管施設を含むものとする。

※10：災害等活動とは、以下（1）又は（2）の工事等を行なった活動である。
 （1）暴風、豪雨等の自然災害に対する活動とする。ただし、上下水道局においては、災害協定に基づく活動のみを対象とする。
 （2）上記（1）以外で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、地方公営企業法施行令第21条の1第3項第5号の規定に基づく随意契約（緊急随意契約）により行われた活動とする。ここでいう緊急随意契約は、緊急的な施設の復旧等を内容とする申請区分上の「工事請負・業務委託」を対象とし、住宅都市局、緑政土木局、交通局の発注に限定するものとする。
 ただし、（1）（2）とも、当該活動が、本市の発注する工事請負・業務委託の履行に付随又は連続して行った活動で、かつ、当該工事請負、業務委託と同種の内容である場合は、災害等活動とは認めない。

※11：本件入札に参加する事業所とする。